

(平成24年11月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 57 年 10 月から 59 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 51 年 4 月から 55 年 3 月まで
③ 昭和 56 年 4 月から 59 年 1 月まで

私の夫は、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦の国民年金保険料を納付していた。その後、夫は自営の事業所を厚生年金保険適用事業所にして厚生年金保険に加入したが、私は厚生年金保険と一緒に加入しなかったため、昭和 59 年 2 月に私が厚生年金保険に加入するまで保険料を夫が納付し続けてくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①は、3 か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。
- 2 申立期間③のうち、昭和 57 年 10 月から 59 年 1 月までの期間については、申立人が厚生年金保険加入後の同年 11 月に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付書作成時点で、57 年 10 月から 59 年 1 月までの保険料は過年度納付することが可能である上、申立人の保険料を納付していたとするその夫は、督促された保険料は納付したとするとともに、将来、申立人が受給する年金額を増やすため、当該期間直後の同年 2 月に妻を自営する事業所で厚生年金保険に加入させたとしており、夫が申立人の保険料の納付に関して以前よりも高い意識を持つようになったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間①を除き国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 51 年 3 月までの 177 か月に及ぶ保険料を全て納付しているほか、申立人の夫が自営する事業所が取引していた金融機関の入出金記録では、当該期間の収支は

安定しており、大きな変化は見られない。

これらのことを踏まえると、申立人の夫が申立期間③のうち、昭和57年10月から59年1月までの保険料を納付したものと考えられる。

- 3 申立期間②及び申立期間③のうち昭和56年4月から57年9月までの期間については、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその夫は、「保険料は金融機関の口座から引き落としで納付していた。」としているが、前述の入出金記録を確認した結果、口座振替で保険料を納付していた状況を確認できないほか、59年11月時点で作成された過年度納付書では、当該期間の保険料は時効により納付することができず、当該作成時点より前に過年度納付書が作成された事実を確認することができない。

また、昭和58年11月に作成された年度別納付状況リストには、申立人の保険料の納付方法は口座振替とは記録されていないなど、夫は保険料の納付方法及び納付金額に関する記憶が明確でない。

さらに、申立人の夫が申立期間②及び申立期間③のうち昭和56年4月から57年9月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間及び57年10月から59年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成4年8月から5年9月までを28万円、同年10月から6年2月までを32万円、同年4月から同年9月までを34万円、同年10月を38万円、同年11月を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月19日から57年1月16日まで
② 昭和57年1月16日から61年5月1日まで
③ 昭和63年2月1日から平成6年12月1日まで
④ 平成7年1月15日から同年10月1日まで
⑤ 平成7年10月1日から9年4月1日まで

A社で勤務した申立期間①、B社で勤務した申立期間②及びC会（勤務先はD社）で勤務した期間のうち申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社で勤務した申立期間③に係る厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与と異なっているので、正しい記録に訂正してほしい。当時は40万円くらいもらっていた。

さらに、C会（勤務先はD社）で勤務した申立期間⑤に係る厚生年金保険の標準報酬月額も実際の給与と異なっているので、正しい記録に訂正してほしい。当時は44万円から50万円くらいもらっていた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主

が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれの見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③のうち、平成4年8月、同年9月、5年2月、同年4月から同年9月まで、同年12月、6年4月から同年7月まで、同年9月及び同年10月の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、4年8月、同年9月、5年2月及び同年4月から同年9月までは28万円、同年12月は32万円、6年4月から同年7月まで及び同年9月は34万円、同年10月は38万円とすることが妥当である。

また、申立期間③のうち、平成4年10月から5年1月まで、同年3月及び6年8月の標準報酬月額について、申立人は、当該期間に係る給料支払明細書を保有していないものの、当該期間の前後の期間における当該明細書において確認できる保険料控除額から判断すると、4年10月から5年1月まで及び同年3月は28万円、6年8月は34万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間③のうち、平成5年10月、同年11月、6年1月、同年2月及び同年11月の標準報酬月額について、申立人は、当該期間に係る給料支払明細書を保有していないものの、当該明細書の提出があった期間における保険料控除額に見合う標準報酬月額は、全ての期間においてオンライン記録の標準報酬月額よりも高額となっていること、及び厚生年金保険料率の改定が行われた月から保険料控除額が変更となっていること等から判断すると、5年10月及び同年11月については、同年12月と同額の保険料が控除されていたと認められることから32万円、6年1月、同年2月及び同年11月については、それぞれの月において、その前の月と同額の保険料が控除されていたと認められることから、同年1月及び同年2月は32万円、同年11月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は平成16年6月4日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しているが、上記給料支払明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、昭和63年2月から平成4年7月までについて、申立人は、当該期間に係る給料支払明細書等を保有しておらず、申立人が当時居住していた市区町村には保存年限経過のため住民税申告書等の資料は保管されていない上、当時勤務していた従業員も給料支払明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間③のうち、平成6年3月について、給料支払明細書において確認で

きる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額と一致するものの、当該明細書では厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間③のうち、昭和63年2月から平成4年7月まで及び6年3月について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社が加入していたE国民健康保険組合の加入記録により、申立人は、申立期間①のうち、昭和55年5月7日から同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録及びA社に係る適用事業所名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和54年6月1日であり、申立期間①のうち、51年1月19日から54年6月1日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、当時A社に勤務していた従業員は、同社が法人となる前はF班としてG社に勤務していた旨供述しているところ、雇用保険の加入記録によると、申立期間①のうち、昭和51年2月2日から同年12月25日まで及び同年12月27日から53年12月20日までの期間において、申立人は同社で雇用保険に加入していたことが確認できる。

なお、G社は申立期間①において厚生年金保険の適用事業所となっていたが、同社に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録では、申立人の氏名を確認することはできない。

さらに、A社における厚生年金保険への加入について、当時勤務していた複数の従業員が希望制であった旨供述しており、このうち一人は、厚生年金保険に加入していた期間は、E国民健康保険組合では第一種組合員であった旨供述しているところ、同組合から提出された加入記録によると、申立人は、第二種組合員であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②について、当時勤務していた複数の従業員の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、給与計算等の担当者でもあったとされる事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、B社における厚生年金保険への加入について、当時勤務していた複数の従

業員が希望制であった旨供述しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人が記憶している同僚の氏名は確認できない。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間②において申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番は無い上、記載内容に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間④について、申立人の勤務先であったD社からの回答及び申立人から提出された退職金共済証書により、申立人は、申立期間④において、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間④当時、C会においては、H各販売店の店主、所長及び店長等から社会保険の加入依頼のあった店主や従業員の加入手続を行っていたが、同会は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、I会が保管している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載されている資格取得日とオンライン記録の資格取得日は一致していることが確認できる。

また、D社は、厚生年金保険の資格取得日より前の期間に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

さらに、当時D社で勤務していた従業員は、入社してから数年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、それまで厚生年金保険料は控除されていなかった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 5 申立期間⑤について、D社から提出された申立人に係る平成9年分所得税源泉徴収簿によると、同年1月から同年3月までの各月の総支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、上記源泉徴収簿に記載されている平成9年1月から同年3月までの各月の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額を基に算出した社会保険料額より低額となっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間⑤に係る給与明細書等を保有しておらず、申立人が当時居住していた市区町村には保存年限経過のため住民税申告書等の資料は保管されていない上、当時勤務していた従業員も当該期間に係る給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び保険料控除額について確認することができな

い。

さらに、I 会が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は、それぞれ一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録では、標準報酬月額が遡って訂正されている等の形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を平成9年12月21日、資格喪失日に係る記録を10年9月21日とし、当該期間の標準報酬月額を、9年12月から10年2月までは41万円、同年3月から同年8月までは44万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を平成10年9月21日、資格喪失日に係る記録を13年7月21日とし、当該期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年12月21日から10年9月21日まで
② 平成10年9月21日から13年7月21日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②において、それぞれの事業所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。給料支払明細書を提出するので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び給料支払明細書から、申立人は当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社は、申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所とされていないものの、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、昭和58年9月8日に設立され、平成16年1月*日に破産しており、当該期間において法人格を有することが確認できることから、同社は、当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める

適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成9年12月から10年2月までは41万円、同年3月から同年8月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び給料支払明細書から、申立人は当該期間においてB社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B社は、申立期間②において、厚生年金保険の適用事業所とされていないものの、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、昭和62年1月8日に設立され、平成16年1月*日に破産しており、当該期間において法人格を有することが確認できることから、同社は、当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

さらに、申立期間②の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和23年10月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月3日から24年1月26日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にD工場からC支店への転勤はあったが同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保有している申立人に係るA社における人事異動関係資料及びB社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和23年10月3日に同社D工場から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和24年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,100円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年1月までの期間及び同年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から42年1月まで
② 昭和42年10月から46年3月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職する際、同事業所の総務課の担当者から国民年金に加入するように言われたため、昭和37年10月頃に区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、当時、父に生活費を渡しており、この中から父が区役所で納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親から当時の納付状況等について聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和37年10月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、49年6月頃に払い出されている上、当該払出時点では、申立期間の保険料は、時効により納付することができず、特例納付で納付することとなるが、申立人は父親が保険料を遡って納付したことを聞いた覚えはないと説明している。

さらに、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな事情の説明や資料の提出も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 11 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から3年3月まで

私の母は、私が20歳になる誕生日前日の平成元年*月*日に、大学生であった私の国民年金の加入手続を区役所窓口で行うと同時に、1、2か月分の国民年金保険料を納付した。その後は、金融機関で毎月納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親は、申立人が20歳になる誕生日前日の平成元年*月*日に国民年金の加入手続を区役所窓口で行ったとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の3年5月頃に払い出されており、加入時期に関する記憶が明確でない。

また、申立期間の保険料は、上記払出時点で過年度納付することが可能で、平成3年7月15日に過年度納付書が作成されていることが確認できるものの、申立人の母親は、申立期間の保険料を遡って納付した記憶が無い上、同年8月26日に申立期間に係る被保険者資格取得日が元年*月*日から大学生が強制加入被保険者となった3年4月1日に訂正されていることがオンライン記録で確認でき、これは、申立人が申立期間当時に学生であったとしていることから、国民年金の任意加入適用期間として未加入期間に訂正されたものと考えられ、申立期間は、当該訂正時点で、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の母親は、上記記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を受領したり、所持した記憶は無いとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 3 年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳の頃に、大学生であった私の国民年金の加入手続を実家の住所地の区役所で行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親は、加入手続の時期、加入場所、保険料の納付方法及び納付額に関する記憶が明確でない上、母親が申立人と同様に学生期間に国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の姉は、20 歳となる昭和 53 年*月から大学を卒業したとする 56 年 3 月まで、国民年金に未加入である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成 6 年 11 月頃に払い出されており、申立人は、申立期間当時は学生であったとしていることから、申立期間は、国民年金の任意加入適用期間の未加入期間であり、当該払出時点で、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間当時に母親から手渡された青色の年金手帳を所持していたとしているが、申立期間当時に青色の年金手帳は使用されておらず、申立人は現在所持する年金手帳及び上記年金手帳以外の手帳を所持した記憶が無いなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の母親が申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から3年6月26日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成3年6月26日）の後の平成4年1月9日付けで、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業・法人登記簿謄本では、申立人は、申立期間及び上記減額訂正時に同社の代表取締役であったことが確認できるとともに、複数の元従業員は、「申立人は同社の代表取締役であった。」と供述している。

また、申立人は、A社の社会保険事務は社会保険労務士に任せており、自身の標準報酬月額を減額訂正する手続等を行っていないとしているが、当該社会保険労務士は既に死亡しており、減額訂正に関する手続について確認することができない。

さらに、元従業員の一人は、当時、代表者印は誰にも渡しておらず、申立人が持っていたと思う旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役は、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであり、当該行為の結果である標準報酬月額に係る減額訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月24日から40年4月1日まで
② 昭和40年4月1日から41年3月1日まで

脱退手当金が支給された時期は、妊娠によるひどい悪阻で外出もままならず、妊娠中毒症で足がむくみ、早産絶対安静の身で婚姻届すら遅れて提出するような状況の中にあつて、脱退手当金を申請し受給するようなことはなかったし、記憶も無いので脱退手当金の支給記録を取り消してほしいと第三者委員会に過去2回申し立てたが、平成23年10月13日付け及び24年4月11日付けで通知が届き、申立ては認められなかった。

今回、当時の状況を証明する証拠として母子健康手帳と、前回の申立ての際、年金関係の事務を行っていた担当者の氏名に誤りがあったため、正しく分かる資料も提出する。また、国の記録には「脱」が存在しているとのことのみで、申立人に対しては新たな証拠の提出を求めるが、双方当事者間での具体的証拠を提示してこそ納得し得るものであると考えるため、今回の申立てで回復できないとの判断の場合は、脱退手当金の支払場所、脱退手当金の支払通知の送付宛先住所、支払日程と時間帯、支払場所と時間、担当者名、金額の明細と合計額、昭和32年4月1日から41年3月1日までの間の脱退手当金対象期間の説明、領収捺印^{なっ}と署名書面関係等を提示してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係る脱退手当金の最終事業所であるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には「脱」の表示が記されていること、ii) オンライン記録上、申立期間後に申立期間と申立人が受給を認めている厚生年金保険被保険者期間を基礎として脱退手当金が支給されており、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年6月8日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成23年10月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知

が行われている。

その後、申立人は、当時の社会保険関連事務を行っていた従業員の氏名を思い出したので、もう一度調査してほしいと申立てを行っているが、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が氏名を挙げた従業員について確認したところ、同じ氏名の従業員は確認できなかったこと、ii) 同姓の従業員一人について確認できたところ、当該従業員は所在不明のため、申立期間当時の状況を確認することはできなかったものの、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日以前の昭和41年2月10日に資格喪失しており、申立人と同様に資格喪失から約3か月後の同年5月13日に脱退手当金を受給していることが確認できることなど、当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらず、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、平成24年4月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、妊娠によるひどい悪阻で外出もままならず、妊娠中毒症で足がむくみ早産絶対安静の身であり、脱退手当金を申請及び受給できるような状況ではなかったとして、当時の状況を示す資料として母子健康手帳を提出しており、また、前回の申立ての際、年金関係の事務を行っていた担当者の氏名について誤りがあったとし、今回、正しい氏名が確認できる資料も提出している。

しかし、脱退手当金については、その請求は、制度上、事業主が代理して行うことが可能なほか、住居地近くの社会保険事務所（当時）において、又は郵送でも手続が可能であり、また、その受給についても、住居地近くの金融機関において行うことが可能であり、しかも本人が委任した者による代理受領も可能であったことから、申立人が妊娠によるひどい悪阻で外出もままならず、妊娠中毒症で足がむくみ早産絶対安静の身であったとしても脱退手当金の請求及び受給ができなかったとまでは言えない。

さらに、今回、申立人から提出された年金関係の事務を行っていた担当者の氏名についての証拠資料から、当該担当者は、前回の通知文において同姓の従業員と記載された者であることが確認できる。

これらのことから、今回、申立人が提出した新たな資料からは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあつせん」に当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆ

る周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には「脱」の表示が記されていること、事務処理上の不自然さほうがえないことなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月10日から同年10月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。年金記録では、入社1週間後の平成7年7月10日に被保険者資格を喪失しているが、その後にかかった医療機関で会社から受け取った健康保険証を使用しているはずであり、当該記録は明らかに不自然である。公正な調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、当該通知書は平成7年9月4日に受理され、申立人の健康保険被保険者証を添付の上、同年7月10日に被保険者資格を喪失した旨記載されていることが確認でき、当該資格喪失日はオンライン記録とも一致している。

また、A社の代表取締役は、申立人の退職日に係る上記以外の資料や定かな記憶は無いが、同社が保管する被保険者資格の取得及び喪失に関する通知書を基に、申立人の在職期間は平成7年7月3日から同年7月9日までと回答している上、申立人の資格取得時標準報酬月額が12万6,000円と記録されているのに対して、同社から提出された申立人の平成7年7月分俸給内訳と題する給与の明細に関する書面によると、同年7月分の給与支給額は4万円であったことが確認できるところ、代表取締役は、申立人への当該給与支給額は、上記在職期間におおむね見合った額である旨供述している。

さらに、申立期間に係る申立人の雇用保険及びA社が加入していた厚生年金基金の加入記録は無く、申立期間の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 1 日から 49 年 11 月まで
厚生年金保険の加入状況について年金事務所から定期便が届き、A社にB職として所属していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間において同社に所属し、派遣先のC社でB職として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、当時の社員に係る記録を保存しておらず、申立期間当時、B職等の派遣業務を担当していた者や当時の状況を知る者が既に退職しているため、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認できないとしている。

また、A社は、「現在もB職の派遣業務を行っているが、当社に所属するB職は健康保険や厚生年金保険の対象者とならないことから、個人で国民健康保険や国民年金へ加入するよう指導しており、申立期間当時も、B職については厚生年金保険に加入させておらず、また、派遣先である事業所も当該B職を厚生年金保険に加入させていなかった。」としている。

そして、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険被保険者であった者のうち、連絡先が判明した 14 人に照会したところ、8人から回答があり、その全員が申立人の名前を記憶していないとしている上、同社においてB職の派遣業務を担当していたとするそのうちの一人は、「B職は雇用契約ではなく、一種の請負契約だったので、勤務時間の管理はしておらず、報酬も給与としてではなく、いわゆる委託料のような扱いで、控除されたのは 10%の所得税のみだった。そのため、B職は厚生年金保険の加入対象者ではなかった。」としている。

これらのことから、申立人について、A社における勤務が確認できず、また、仮に勤務していたとしても、上記同社の回答のとおり、申立人は厚生年金保険の被保険者とな

っていなかったものと考えてのが相当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から同年8月1日まで
厚生年金保険の標準報酬月額は、給与に一定額以上の変動があった場合に、その4か月後に変更されると聞いているが、A社に勤務した期間のうち申立期間について、平成2年11月に昇給があったので、その4か月後の3年2月以降は標準報酬月額が上がっているはずであるが、それ以前と同額になっている。申立期間の給料明細書を提出するので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における標準報酬月額について、オンライン記録によると、申立期間を含む平成2年10月から3年7月までは26万円とされているところ、申立人から提出された給料明細書によると、報酬額は2年4月から同年10月までは26万円であるが、申立期間を含む同年11月から3年7月までは30万円であることが確認できる。

しかしながら、上記給料明細書によると、平成2年11月以降、申立期間の終期である3年7月までの期間について、上記昇給前の標準報酬月額26万円に見合う厚生年金保険料しか控除されておらず、申立人が主張している標準報酬月額30万円に基づく厚生年金保険料の控除は認められない。

このことについて、A社は、「申立人は平成2年11月に昇給があったので、本来であれば、同年11月から3年1月までの3か月の報酬月額を基に同年2月から随時改定を行うところであるが、当該随時改定に係る届出を行っておらず、また、当該昇給前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料しか控除していなかった。」旨回答している。

また、A社が加入しているB厚生年金基金が保有している申立人に係る記録でも、申立期間の標準給与は26万円とされていることから、同社は当該厚生年金基金にも上記随時改定に係る届出を行っていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、

申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から10年9月30日まで
A社に総務・経理担当の取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が下げられている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年7月から6年10月までは53万円、同年11月から7年12月までは59万円、8年1月から10年8月までは50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年9月30日）の後の11年2月4日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人が申立期間当時に同社の取締役であったことが確認でき、申立人は、社会保険の手続に関与し権限も有していたこと、及び同社に社会保険料の滞納があったため、社会保険事務所（当時）へ出向き滞納保険料の支払の相談をしたことを認めている。

また、A社に係る滞納処分票により、同社は、平成10年3月分から社会保険料の滞納が始まり、同年6月8日に申立人が社会保険事務所へ出向き協議していることが確認できる上、同社が倒産した同年9月*日以降において申立人が同社の実質的責任者として任意整理の事務を行っていた場所の所在地及び電話番号が当該滞納処分票に記載されていることから判断すると、申立人は、同社が倒産した後も取締役として社会保険事務に携わっていたことがうかがえ、11年2月4日付けで行われた申立人の標準報酬月額の減額訂正処理を全く知らなかったとは考え難く、当該減額訂正について、同意があったものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険の届出事務に権限を有する取締役とし

て当該事務の執行に当たっていた申立人が、自らの標準報酬月額に係る訂正処理に職務上関与しながら、当該減額訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 31 日から 43 年 1 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の退職日は昭和 42 年 12 月 31 日と記憶しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和 42 年 12 月 30 日と記録されており、申立期間の勤務について確認することができない。

また、B社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日は、昭和 42 年 12 月 31 日と記録され、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票における資格喪失日と一致する上、上記雇用保険の加入記録とも符合する。

さらに、B社の担当者は、申立人の昭和 42 年 12 月の厚生年金保険料の控除について確認できる資料は保管していないが、前もって退職が決まっており月末に被保険者資格を喪失する従業員の給与から保険料を控除することは考え難い旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。